



## 記入要領（資格変更届）

本届は、登録済の長期組合員の資格事項を変更する場合に作成する様式です。  
本届のコード番号、長期組合員番号、共済組合名、支部又は所属所名及び記入年月日は共済組合の記入欄です。  
それ以外の項目は、長期組合員が記入し、共済組合経由で連合会へ届出してください。  
また、記入にあたっては、誤りのないよう次の要領を参照のうえ、記入してください。

**【共済組合記入欄】 ①～④はどのような変更事項でも必ず記入してください。**

- ① 年月日欄…届出年月日を記入します。
- ② 組合コード欄（2～3 カラム）…組合コード表による1～30までのコードを記入します。
- ③ 支部等欄（4～6 カラム）…組合において定められた支部等コードを記入します。
- ④ 長期組合員番号欄（7～15 カラム）  
長期組合員番号9桁を記入します。（整理番号は記入しないでください。）

**【組合員記入欄】 ⑤～⑦はどのような変更事項でも必ず記入してください。**

- ⑤ 組合員氏名の欄（19～38 カラム）  
組合員カナ氏名欄はカタカナで左詰に記入します。氏と名の間は1マスあけ、濁点も1マス使います。  
氏名は変更又は修正後の氏名を記入します。  
外国人については、カナ氏名欄は、カタカナのみ記入し、漢字氏名欄には、カタカナで記入します。
- ⑥ 生年月日欄（39～45 カラム）  
組合員の生年月日は元号コード（昭和：3、平成：4、令和：5）を含めて記入します。  
また、生年月日は右詰で記入し、空きマスには0を記入します。
- ⑦ 性別欄（46 カラム）…該当するコード（男性：1、女性：2）を記入します。

**【長期組合員の変更欄】**

- ⑧ 長期組合員（A01）欄…該当する項目コードの「1」をすべて○で囲んでください。  
氏名変更（62）…組合員の漢字氏名を変更又は修正する場合  
住所変更（63）…組合員の住所を変更又は修正する場合
- ⑨ 漢字氏名欄は、組合員の漢字氏名の変更・修正の場合に記入し、組合員の漢字氏名・修正以外は記入しないでください。
- ⑩ 組合員の住所欄  
組合員の住所変更又は修正がある場合のみ、変更後又は修正後の住所を記入してください。
  - (1) 住所Ⅰ郵便番号欄（19～25 カラム）  
郵便番号7桁を左詰で記入します。海外居住者については、すべて「999-9999」と記入してください。
  - (2) 住所Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ欄  
イ 組合員の住所Ⅰ～Ⅲの欄のカナ住所欄と漢字住所欄に記入してください。  
なお、カナ住所欄を記入する際、都道府県と市・区の間及び町村・番地の間などは1マスあけます。  
ロ 丁目・番地・号等は「-」（ハイフン）でつないで記入します。  
ハ 海外居住者については、記入国名（「外国居住者に係る国名表」（資料6））のみを組合員住所Ⅰのカナ住所欄と漢字住所欄に記入してください。

**【被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）の変更欄】**

- ⑪ **（1）から（3）までは被扶養配偶者の情報に変更があった場合は、変更内容にかかわらず必ず記入してください。**
  - (1) 被扶養配偶者氏名欄（19～38 カラム）  
被扶養配偶者の情報に変更があった場合に記入します。組合員氏名の記入要領を同様にして記入します。
  - (2) 生年月日欄（39～45 カラム）
  - (3) 基礎年金番号欄（46～55 カラム）  
被扶養配偶者の基礎年金番号10桁を記入します。  
※基礎年金番号の修正又は追加登録する場合は、共済組合からの別途依頼文書が必要となります。
- (4) 被扶養配偶者（D01）欄…該当する項目コードの「1」を○で囲んでください。
- (5) 漢字氏名欄は、組合員資格取得後又は再取得後に初めて認定した場合並びに漢字氏名の変更・修正の場合に記入します。  
外国人については、カナ氏名欄は、カタカナのみ記入し、漢字氏名欄には、カタカナで記入します。
- (6) 認定・取消等の変更区分欄（56 カラム）  
※ 該当する内容の変更区分コードを必ず記入してください。
  - 1…被扶養配偶者を認定した場合
  - 2…死亡以外の事由により被扶養配偶者の認定を取り消した場合
  - 3…死亡により被扶養配偶者の認定を取り消した場合
  - 8…被扶養配偶者の認定年月日を修正した場合
  - 9…被扶養配偶者の氏名・生年月日を修正した場合
- (7) 認定・取消年月日欄（57～63 カラム）  
被扶養配偶者を認定した場合は認定年月日（国民年金第3号被保険者に該当することとなった日）に元号コード（令和：5）を含めて記入します。  
被扶養配偶者の認定を取消した場合は取消年月日（国民年金第3号被保険者に該当しないこととなった日）に元号コード（令和：5）を含めて記入します。離婚の場合は、離婚成立日の翌日を記入します。  
被扶養配偶者の認定年月日を修正する場合は、修正後の認定年月日に元号コード（令和：5）を含めて記入します。  
被扶養配偶者の氏名・生年月日を修正した場合は記入不要です。

注 被扶養配偶者の届出をするときは、この届を提出するほか、共済組合経由で所轄の年金事務所へ国民年金第3号被保険者の届出が必要となります。